

金武町地域再エネ導入目標策定支援業務及び金武町地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）策定支援業務プロポーザル実施要領

本要領は、金武町（以下「本町」という。）が、金武町地域再エネ導入目標策定支援業務（以下「業務①」という。）及び金武町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務（以下「業務②」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

なお、両業務は、密接な関連性を有しており、同一事業者が実施することにより、効率的かつ効果的な業務遂行が見込まれることから、一体の業務としてプロポーザルを実施し、事業者を選定する。

1. 業務の目的

本業務は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編編）及び同条第4項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス削減など地球温暖化防止に取り組むことを目的とする。

なお、本業務は環境省補助金の交付決定を条件に行うもので、当該補助金への応募結果が不採択となった場合は契約を締結しない。

2. 業務の概要

（1）業務内容

業務①：別紙「仕様書①」のとおり

業務②：別紙「仕様書②」のとおり

（2）履行期間

業務①：契約締結日から令和8年1月16日（金）まで

業務②：契約締結日から令和8年1月16日（金）まで

（3）委託上限額

業務①：11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

業務②：1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3. スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

項 目	日 程
公告（公募開始）	令和7年5月12日（月）
質問の受付期間	令和7年5月16日（金）正午まで
参加表明書の提出期限	令和7年5月19日（月）16時まで
質問回答（最終更新）	令和7年5月19日（月）
1次選考結果及び企画提案書の要請通知	令和7年5月21日（水）
企画提案書提出期限	令和7年6月4日（水）16時まで
プレゼンテーション（審査会）	令和7年6月16日（月）（予定）
審査結果通知及び公表	令和7年6月18日（水）
業務委託契約の締結	補助金交付決定通知後、受託候補者と協議する

4. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、次に掲げる要件①～⑪を全て満たす者とする。

- ①個人を除く企業・研究機関・団体等であること。
- ②本町の現状及び本業務の目的を理解し、本町が実現しようとする脱炭素に向けての取り組みを積極的に推進する意向がある者であること。
- ③参加表明書提出時点において、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定に該当する者でないこと。
- ⑦金武町暴力団排除条例（平成23年金武町条例第14号）に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと
- ⑧国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないこと。
- ⑨公告日現在で、沖縄県内に本社、支社又は営業所等があること。
- ⑩過去2年以内において、同一または類似する業務実績が5件以上あること。
- ⑪技術士（環境部門）又はエネルギー管理士等の資格を有する者を管理技術者として配置すること。

5. 参加手続等

参加を希望する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。
なお、参加資格審査は事務局にて行う。

（1）参加表明書及び添付書類（以下「参加申込書類」という。）の構成

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）

「4. 参加資格要件」の要件⑩に関する業務実績及びその他脱炭素政策のコンサルティングに関する業務実績（いずれも過去2年以内）について記載すること。

- エ 業務実施体制（様式第4号）
- オ 配置予定技術者の経歴調書（様式第5号）

（2）参加表明書類の提出

必要書類等は、本町ホームページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

- ア 提出部数 1部（原本各1部片面印刷、ダブルクリップ留とする。）
- イ 提出期限 令和7年5月19日（月）16時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和7年5月19日（月）必着）

（3）提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

ア 提出書類

- ①企画提案書（様式第6号）
- ②企画提案内容（任意様式6-1～4）

企画提案についてはA3用紙横書き（片面印刷）で作成すること。

次の課題について、簡潔に記載すること。また、企画提案書の作成に際し、提案者を特定するこ

とができる内容の記述（社名や実績の名称など）は用いないこと。なお、プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言についても同様とする。

A. 実施方針等（1枚）任意様式6-1

本業務で特に重要と考える点や業務実施における方針、業務を行う体制（内有資格者の配置や管理技術者の手持ち業務件数）、工程、フロー等について記述すること。

B. 課題に関する提案テーマ毎に（各1枚）任意様式6-2～4

〔テーマ1〕再エネ導入について

公共施設、地域への再エネ導入に際し、想定される課題やその解決策等

〔テーマ2〕脱炭素の波及効果について

脱炭素が地域にもたらす波及効果や将来展望に関する提案

〔テーマ3〕独自提案について

計画策定後、地域の将来を想定した運用や本町に寄与できる提案等

③見積書及び内訳書（任意様式、税込み）

業務①及び業務②それぞれ作成すること。

イ 提出部数

提出部数は以下のとおりとする。

企画提案書（様式6） 社名記名・押印有り 1部

企画提案書（任意様式6-1～4） 原本1部（社名あり）

副本9部（社名なし）

見積書（任意様式） 社名記名・押印有り 1部

ウ 提出期限

令和7年6月4日（水）16時まで

エ 提出方法

持参又は郵送とする。（郵送の場合は令和7年6月4日（水）必着）

6. 質問及び回答

（1）質問の受付

ア 受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月16日（金）正午まで

イ 質問の方法

質問のある場合は、様式第5号「質問書」に質問事項を記載し、末尾（12. 問い合わせ先及び提出先）に記載する電子メールアドレス宛に送信すること。

※ 送信に当たっては、表題を「金武町地球温暖化対策実行計画策定支援業務についての質問」とすること。

※ 原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問を受理しているかどうかの判断は町が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

（2）質問に対する回答

ア 回答予定日

令和7年5月19日（月）

イ 回答方法

参加申請を行った全ての事業者には回答書を添付した電子メールを送付する。ただし、質問内容に

より公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

ウ 注意事項

- ・質問のあった事業者名は公表しない。
- ・質問の回答は、一括で行い、個別の回答は行わない。

7. 企画提案者の選定方法等

(1) 審査方法

町が設置する審査委員会において、提案書等に基づき、以下のとおり審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、受託候補者を選定する。

(2) 審査基準

以下のとおり、評価項目、評価事項及び配点を定める。

評価項目		評価基準（詳細）	採点
体制・実績	実施体制	環境行政に精通した担当者の配置、適切な人員配置（有資格者等）がされているか。 事業を円滑に遂行できる体制を取っているか。 同様の計画策定への関与経験があるか。	15
	実 績	地球温暖化対策実行計画や環境省補助事業等を活用した再生可能エネルギー導入計画やその他脱炭素政策の推進に係るコンサルティング実績が十分にあるか。	10
提案内容	地域特性 の考慮	本町の地域特性や課題を的確に把握し、課題解決に向けた適切な手法が示されているか。	15
	技術的検討 の妥当性	業務の目的を理解し、本町の地域特性を踏まえた上で、適切な計画策定の手法が示されているか。	20
	独自性	提案に独自性があり、工夫等がされているか。	20
プレゼンテーション		プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか。質疑への応答は適切であるか。業務に対する取組意識が高く、熱意が感じられるか。	15
価格		-	5

(3) 受託候補者の選定方法

- ① 審査委員会は、本プロポーザルにおいて参加資格を有すると認められた者の企画提案内容について各審査委員が審査及び採点を行い、候補者を選定する。
- ② 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。ただし、評価点の合計が満点の6割に満たない場合には、受託候補者として認めないものとする。なお、この審査に対する異議申し立てはできないものとする。

(4) 応募者が4者以上となった場合には、事務局において提出書類により1次審査を実施する。

1次審査は実施体制・実績を勘案し、評価点が高い上位4者において企画提案書の提出を求める通知を電子メールと文書にて行う。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。

- ①「4. 参加資格要件」を満たさなくなったとき
- ② 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- ④ 提案者が、本プロポーザルに関して個別に選定委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があったとき
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過しているとき
- ⑥ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき

8. 審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 実施日

令和7年6月16日（月）（予定）

(2) 出席者

4人以内（PC操作者等を含む）

(3) プレゼンテーションに要する時間

25分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度）準備に要する時間は別途用意する。

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書等に基づくものとする。

(5) 留意事項

- ① プレゼン等は非公開とし、出席する者は、参加者を特定できる表示などをしてはならない。
- ② プレゼンに使用する電子黒板を町で用意するが、その他の機器は各自用意すること。
- ③ プレゼンの順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。

9. 審査結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

10. 契約手続等

- (1) 選定された受託候補者は、町と事業内容、委託料等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 選定された提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、選定された提案書をそのまま実施することを予め約束するものではなく、事業内容及び委託料について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

11. その他

- (1) 本要領に基づく全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結

果の公表等に必要な範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとする。なお、参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

(3) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。

(4) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は、受け付けない。

(5) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、金武町個人情報保護条例（平成 16 年金武町条例第 13 号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。

(6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、町が別に定める。

12. 問い合わせ先及び提出先

〒904-1292 沖縄県金武町字金武 1 番地

金武町役場 住民生活課 生活環境係（担当：山城）

電話：098-968-2460 FAX：098-968-3283

メールアドレス：motohiro_398@town.kin.lg.jp